

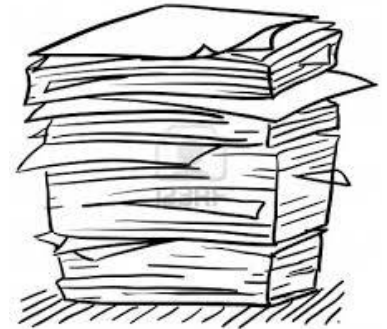
遺産相続人の負担軽減？手続き簡素化

遺産相続：申請ごとに多くの書類必要

エクラ通信40号でもお話ししましたが、不動産や金融機関の預貯金を相続する場合、死亡した人と相続する人の双方を確定するために、被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本がいるほか、転籍や婚姻をしている場合は除籍謄本も必要となります。相続人全員の戸籍謄本や住民票、遺産分割協議で相続した場合は遺産分割協議書や印鑑証明書もそろえなければなりません。

最近母親を亡くした東京在住の女性の場合、相続手続きでは、母親が生前に本籍を移した全ての役所で戸籍を取得する必要がありました。母親は生前、本籍を3回変更しており、三重県まで出向いたそうです。相続人はこの大量の書類一式がなければ何もできません。母親の銀行預金を引き出すにも書類を複数の銀行窓口に出さなければならず、日常生活がしばらく作業で忙殺されたそうです。

このように、現行制度では複数の地域での相続を申請するたびに書類一式が必要となります。書類に不備があると再提出が求められ、手続きの遅れにつながります。また複数の金融機関の遺産を相続する際には、1人の被相続人について各金融機関が別々に確認作業に追われ、余計な労力を費やすことにもなります。



遺産相続：手続き簡素化～戸籍情報、証明書1通に

法務省は今年7月5日、このような遺産相続の手続きを簡素化するため、相続人全員の氏名や本籍地などの戸籍関係の情報が記載された証明書を来春から発行すると発表しました。これまでは不動産や預金などを相続する場合、地方の法務局や銀行にそれぞれ全員分の戸籍関連の書類を提出しなくてはならなかったものが、今後は必要書類を一度集めて法務局に提出すれば、証明書1通で済むことになります。

法務省は年内にパブリックコメント(意見公募)を実施した上で、今年度中に不動産登記規則を改正し、2017年度の運用開始を目指します。新たに導入する簡素化に向けた制度では、相続が発生した場合、まず相続人の一人が全員分の本籍や住所、生年月日などを記載した申請書類をつくり、相続人全員分の戸籍と亡くなった人の戸籍をそろえて法務局に提出します。

この書類をもとに法務局が証明書ををつくります。書類を精査し、内容を確認すれば、公的な証明書として保管され、相続人には証明書の「写し」が交付されます。証明書は別の法務局でも使えるため、地方の不動産などを相続する場合、負担軽減につながります。法務省は各金融機関でも相続申請時に証明書を活用できるよう調整する予定です。

戸籍集めがなお課題

法務省が相続手続きの簡素化を決め、「素人には至難の業」とされてきた相続人の作業負担はある程度軽くなりそうです。ただ、相続で最も面倒な戸籍集めの作業は残ります。マイナンバーを戸籍に適用するなどして、さらに手続きを簡素化する必要があるようです。

高齢化社会を反映し、死亡者数は毎年120万人を超えています。信託銀行に遺言を預けたり、執行を依頼したりしている件数も2015年度末で約11万件と5年前に比べ5割増えました。新制度は相続手続きに伴う膨大な社会的コストの軽減を狙う大きな一歩となりますが、なお改善の余地は残っているようです。